

日本学術会議改革検証委員会運営要綱

平成 24 年 5 月 25 日
日本学術会議第 152 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議改革検証委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、日本学術会議の改革の効果及び成果の検証並びに不十分な点についての対応策の検討に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長、副会長及び各部の役員をもって組織する。

(分科会)

第 4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

| 分科会 | 調査審議事項 | 構成 | 設置期限 |
|----------------------|--|---|------------------|
| 学術と社会及び政府との関係改革検証分科会 | 学術と社会及び政府との関係についての改革の効果及び成果を検証し、不十分な点についての対応策を検討すること | 会長、副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）及び会長の指名する会員又は連携会員 | 平成 26 年 9 月 30 日 |
| 学術会議改革自己点検分科会 | 科学者間の連絡・調整機能という観点から、平成 17 年における日本学術会議の改革の効果及び成果を自己点検し、不十分な点についての対応策を検討すること | 会長、副会長（日本学術会議会則第 5 条第 1 号担当）及び会長の指名する会員又は連携会員 | 平成 26 年 9 月 30 日 |

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。